

長野県環境影響評価条例対象事業の種類・規模一覧表（法との比較）

は、法と条例の違い

は、対象事業の例

R4. 4. 1時点

【長野県環境影響評価条例】

【環境影響評価法】

対象事業の種類		規 模		対象事業の種類		規 模		
		第1種事業	第2種事業			第1種事業	第2種事業	
道路の建設	—	(高速道は法対象)	—	道路の新設及び 高速自動車国道	新設 すべて 改築 1 km以上	—		
	自動車専用道路	新設 すべて 改築 1 km以上	—			一般国道	4車線以上かつ 長さ 10 km以上	4車線以上かつ 長さ 7.5 km以上
	県道等	4車線以上かつ 長さ 10 km以上	4車線以上かつ 長さ 7.5 km以上					
	一般国道、県道、 林道等	—	森林の区域等 2車線以上かつ 長さ 10 km以上					
ダム	貯水面積 50 ha以上	森林の区域等 貯水面積30 ha以上	ダムの新築、堰 の新築及び改築、 河川工事	ダム	貯水面積 100 ha以上	貯水面積 75 ha以上		
鉄道の建設	—	(新幹線は法対象)	—	鉄道、軌道の 建設及び改良	新幹線鉄道	すべて	—	
	鉄道・軌道（特殊を 含む）	長さ 10 km以上	長さ 7.5 km以上				普通鉄道・軌道	長さ 10 km以上
飛行場の建設	陸上飛行場	設置すべて	—	飛行場及びその 施設の設置又は 変更	飛行場	設置 滑走路の長さ 2500m以上	設置 滑走路の長さ 1875m以上	
		滑走路の新設すべて	—			滑走路の新設 長さ 2500m以上	滑走路の新設 長さ 1875m以上	
		滑走路の延長 長さ 500m以上	滑走路の延長 長さ 375m以上			滑走路の延長 長さ 500m以上 かつ延長後 長さ 2500m以上	滑走路の延長 長さ 375m以上 かつ延長後 長さ 1875m以上	
工業団地の造成	※	面積 50 ha以上	森林の区域等 面積 30 ha以上	工業団地造成事業 (首都圏近郊整備法等)	面積 100 ha以上	面積 75 ha以上		
住宅団地の造成	※	面積 20 ha以上	—	新住宅市街地開発事業 (新住宅市街地開発法)	面積 100 ha以上	面積 75 ha以上		
別荘団地の造成	※	面積 50 ha以上	森林の区域等 面積 30 ha以上					
スポーツ又はレ クリエーション 施設の建設	ゴルフ場	※	面積 50 ha以上	森林の区域等 面積 30 ha以上				
	スキー場	※	面積 50 ha以上	森林の区域等 面積 30 ha以上				
	運動競技場、遊園地 その他のスポーツ又は レクリエーション施設	※	敷地面積 30 ha以上 かつ土地形質変更面積 10 ha以上					
廃棄物処理施設 の建設	ごみ焼却施設	処理能力4 t/時以上	—	廃棄物最終処分場	埋立面積 30 ha以上	埋立面積 25 ha以上		
	産業廃棄物焼却施設	—	—					
	し尿処理施設	処理能力 250kl/日以上	—					
	一般廃棄物最終処分場 産業廃棄物最終処分場	埋立面積 5 ha以上 又は埋立容量 25万m ³ 以上	—					
下水道終末処理場の建設		面積 15 ha以上	—					
流通業務団地の造成	※	面積 20 ha以上	—	流通業務団地造成事業 (流通業務市街地整備法)	面積 100 ha以上	面積 75 ha以上		
土地区画整理 事業	(都市計画に定められ ないものを含む)	※	面積 100 ha以上	面積 75 ha以上	土地区画整理事業	面積 100 ha以上	面積 75 ha以上	
		—	—	森林の区域等 面積 30 ha以上				
工場又は事業場 の建設	製造業 電気供給業 ガス供給業 熱供給業	排ガス量 10万m ³ /時以上 又は排水量 1万m ³ /日以上	—					
土石の採取及び鉱物の掘採		面積 50 ha以上	森林の区域等 面積 30 ha以上					
				公有水面その他の水面の埋立・干拓	埋立面積 50 ha超	埋立面積 40 ha以上		
				新都市基盤整備事業 (新都市基盤整備法)	面積 100 ha以上	面積 75 ha以上		
電気工作物の 建設	水力発電所	出力 1.5万kW以上	—	発電用の事業用 電気工作物の設 置又は変更の工 事	水力発電所	出力 3万kW以上	出力 2.25万kW以上	
		—	—		火力発電所	出力 15万kW以上	出力 11.25万kW以上	
	地熱発電所	出力 5,000kW以上	—		地熱発電所	出力 1万kW以上	出力 7,500kW以上	
	—	(原子力発電は法対象)	—		原子力発電所	すべて	—	
	風力発電所	出力 5,000kW以上	—		風力発電所	出力 5万kW以上	出力 3.75万kW以上	
	太陽光発電所	※	敷地面積 50 ha以上		森林の区域等 敷地面積 20 ha以上	太陽電池発電所	出力 4万kW以上	出力 3万kW以上
	送電線路	電圧 17万V以上かつ こう長 1 km以上	—					
工作物の用に供する一団の土地の造成		面積 50 ha以上	森林の区域等 面積 30 ha以上					
	複合事業 (上記※印の面的造成 事業の複合事業)	上記※印の第1種事業の 要件に対する事業面積の 割合の合計が1以上である もの	上記※印の第2種事業の 要件に対する事業面積の 割合の合計が1以上である もの					
上記に準ずるものとして規則で定める 事業		—	—	上記に準ずるもの として政令で 定める事業	宅地の造成事業(都市 再生機構、中小企業基 盤整備機構)	面積 100 ha以上	面積 75 ha以上	

注1) 森林の区域等とは、森林法に規定する森林の区域、河川法に規定する河川区域、国立公園、国定公園、県立自然公園、原生自然環境保全地域、自然環境保全地域、郷土環境保全地域、水道水源保全地区、水資源保全地域、鳥獣保護区、希少野生動植物の生息地等保護区、都市計画法に規定する風致地区の区域等

注2) 環境影響評価法において、令和4年9月30日までの間、第1種事業：1万kW以上、第2種事業：7,500kW以上の風力発電所について、経過措置が定められている。